

申請書の作成について

領収書の記述見本 ※「領収証明書」でも代用できます。

領 収 書

1 医療法人社団 労災北病院 御中

¥825,000

2 但し 労災レセプトオプション費用として¥220,550

3 2023年 00月 00日 に領収いたしました。

収入印紙

〒000-0000
東京都〇〇区〇〇町 0-0-0
〇〇レセコン会社 

1 宛名の記載の確認

申請機関宛に発行された書類をご用意ください。

2 契約全体額の記載及び但し書きが必要

但し書きは必ず記載してください。「労災に係る費用」に関する領収であることを明解にしてください。

3 領収日の日付が必要

※このほか、導入費用を支払ったことわかる書類を添付してください。(現金払いを除く。)

通帳の写しについて

振込口座の確認書類として、通帳の下記項目が記載されている箇所をコピーして、提出してください。

※当座で通帳がない場合は、同様の項目がわかるものであれば、代用できます。

口座名義人の「カナ」 口座番号



point!

リース契約の場合はどうしたらいいの？

月々のリース料金の中から、すでにお支払いを済ませた金額のみが対象となります。通常の必要書類の他に、**リース契約書**及び支払明細の写しなど、下記の記載がある補足書類の添付が必要です。

※支援金申請は、リース契約であっても1機関につき1度のみとなりますので、ご注意ください。

- 1 労災専用ソフトウェアの導入にかかる全体費用と内訳
- 2 支払予定回数
- 3 支払済のリース料金は何か月分か

領収書・領収証明書について

月々の領収書にも、必ず但し書きとして「労災レセプトに係る費用」の内訳が必要です。

月々の領収書の発行が難しい場合は、支払い期間・支払回数・支払金額を記載した「領収証明書」を代用書類として添付してください。


領 収 証 明 書

医療法人社団 労災北病院 御中

¥825,000

但し、令和〇年〇月～令和〇年〇月までのリース代（税込み）、内、労災レセプトオンライン導入にかかった費用として、月々〇〇〇円（税込）、合計〇〇円を含む。

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 まで支払い済。

〒000-0000
東京都〇〇区〇〇町 0-0-0
〇〇リース会社 

導入支援金申請内容の確認及び通知

申請書類の確認及び必要に応じて行う現地審査等により、支払いの対象となる作業及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を確認した上で、導入支援金の支払いをします。

支払いの際には、「支払通知書」を発送し、通知します。

なお、確認の結果、申請書類に不備があるものは返戻理由を付けて、申請者へ返送します。

発出番号
令和 年 月 日
(労災指定医療機関等名) 殿
東京都新宿区市谷田町 3-17 双葉ビル4階 労災保険オンラインレセプト普及促進センター センター長 鈴木 殿
令和5年度 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業
導入支援金支払通知書
令和 年 月 日付で申請のあった導入支援金については、下記のとおり支払うこととしましたので通知します。
記
1. 導入支援金額 金 円
2. この導入支援金の額の算定は、令和5年度労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業に係る導入支援金支払要領（以下「支払要領」という。）の第4に定める算定方法によるものである。
3. この導入支援金は、支払要領の第7に掲げる事項を条件として支払うものである。
(裏面にづく)

必ずご確認ください

1. 支払の取消し

- (1) 支払を受けようとする労災指定医療機関が導入支援金の支払決定の内容もしくはこれに付された条件その他法令もしくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき、又は労災保険オンラインレセプト普及促進センターに提出した導入支援金の算定の基礎となる資料について故意もしくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、導入支援金の支払の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (2) 支払を受けようとする労災指定医療機関が提出した導入支援金の算定の基礎となる資料について故意もしくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、導入支援金の支払の全部又は一部を取り消すことがあります。

2. 導入支援金の返還

導入支援金の支払を取り消した場合において、導入支援金の当該取り消しに係る部分に関し、既に導入支援金の支払がされているときは、期限を決めて、その返還を命ずるものとします。

3. 延滞金

- (1) 労災指定医療機関に導入支援金の返還の請求を行った場合、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、導入支援金の受領の日から納付までの日の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0%の割合で計算した延滞金を納付させるものとします。
- (2) (1) により延滞金を納付しなければならない場合において、労災指定医療機関の納付した金額が返還すべき導入支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとします。

Q 対象となる施設について

無床診療所でも対象になりますか？

> ○ **対象となります。**
「診療所（20床未満）」として申請してください。

新たに開業する場合でも対象になりますか？

> ○ **対象となります。**
ただし、労災指定医療機関であることが前提となります。また、労災に係る費用のみが対象となりますので、社保・健保ソフトやパソコンなどは対象となりません。

複数の病院・診療所に導入した場合、各施設ごとに支援金は申請できますか？

> ○ **はい、施設ごとに申請できます。**
導入支援金は、労災指定番号一つにつき一度の申請ができます。

Q 対象となる経費について

オンライン導入を考えていますが、導入支援金の対象となる費用は？

> 労災レセプト作成ソフトの購入費用と、レセプトコンピュータの設定をすることによって労災レセプトのオンライン請求することが可能となる場合は、その費用が対象となります。

健保・社保との一体型ソフトを購入しましたが、対象費用はどうなりますか？

> 一体型ソフトの費用から、内訳として「労災にあたる部分」がいくらになるのかを、出してもらう必要があります。添付書類にも、労災分の内訳の記載が必要になります。

労災オプションは実装されており、設定変更をすればオンライン請求は可能ということでした。この場合は対象となりますか？

> ○ **対象となります。**
労災レセプト作成ソフトが実装されていても、レセプトコンピュータの設定変更をしなければオンライン請求が可能とならない場合には、その設定変更のための費用は対象となります。

すでに実装していますが、使用も更新もしておらず、バージョンアップをしなければオンライン請求ができません。バージョンアップ経費は対象となりますか？

> △ 実装当時にオンライン用のID・パスワードを労働局に申請して取得し、オンライン請求のできる環境が整っていた状況であれば対象とはなりません。労災レセプトのオンライン請求のできる環境が初めて整う場合に係る費用が対象となります。

労災の電子レセプト作成用ソフトと合わせて購入したレセプトコンピュータの費用は、導入支援金の対象となりますか？

> × **対象とはなりません。**
レセプトコンピュータはハードウェアにあたるため、対象外です。労災の電子レセプト作成ソフトの購入費と設定作業費が対象となります。

Q リース契約について

リース契約でも対象になりますか？



対象となります。

ただし、対象期間内に医療機関からリース契約会社への支払いが済んでいる分のみが対象となります。

※導入支援金の支払は1機関1回限りとなりますので、ご注意ください。

リース契約の場合、領収書は各月のものが
必要ですか？



領収書は、申請日までに支払った合計額のものでも、毎月のものでも構いませんが、労災レセプトをオンライン請求するために掛かった費用の内訳と、支払った期間（回数）の確認ができるようにしてください。

Q 導入支援金・労災レセプト電算処理システムについて

労災レセプトのオンライン請求には、専用の電子証明書は必要ですか？



新たに労災レセプト用として電子証明書を取得する必要はありません。社保・健保で取得している電子証明書をそのまま利用することができます。

オンライン化は義務化されているのでしょうか？



義務化はされておらず、紙による請求も可能です。

オンラインまたは電子媒体により請求できるものはなんですか？



電子レセプトにより請求できるものは下記のとおりです。

- 労働者災害補償保険診療費請求書
- 労災診療費請求内訳書等（レセプト）
- アフターケア など

下記は今までどおり紙等での請求になります。
（電子レセプトと一緒に送信はできません。）

- 様式第5号（療養（補償）給付たる療養の給付請求書） など

【申請書の送付先】

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町3-17 双葉ビル4階
労災保険オンラインレセプト普及促進センター ヘルプデスク 宛

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労災保険オンラインレセプト普及促進センター ヘルプデスク

TEL:03-6824-6782

(土日祝日は除く、平日 9:00 ~ 18:00)

FAX:03-6369-3237

E-mail: info@rourese.com



WEB : <https://www.rourece.mhlw.go.jp/>

労災レセプトオンライン化ナビ

検索

各都道府県労働局 労災補償課 一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道局	060-0807	札幌市北区北7条西1-2-6 NCO札幌12階	(直)011-716-2080
青森局	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階	(直)017-734-4115
岩手局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	(直)019-604-6200
宮城局	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-5-22 宮城野センタービル7階	(直)022-292-7301
秋田局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	(直)018-800-9533
山形局	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	(直)023-624-8227
福島局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	(直)024-529-5376
茨城局	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎5階	(直)029-224-6217
栃木局	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4階	(直)028-610-0900
群馬局	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	(直)027-896-4738
埼玉局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	(直)048-826-6717
千葉局	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階	(直)043-202-2370
東京局	110-0005	台東区上野1-10-12 商工中金・第一生命上野ビル5階	(直)03-5812-8391
神奈川	231-0006	横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階	(直)045-222-6625
新潟局	950-0965	新潟市中央区新光町16-4 荇原新潟ビル6階	(直)025-283-2123
富山局	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	(直)076-432-2739
石川局	920-0024	金沢市西念3-3-5 石川県勤労者福祉文化会館7階(フレンドパーク石川)	(直)076-200-8625
福井局	910-0006	福井市中央3-1-5 三谷中央ビル7階	(直)0776-22-2656
山梨局	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	(直)055-236-5880
長野局	380-0846	長野市旭町1108 長野第二合同庁舎4階	(直)026-480-0707
岐阜局	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎5階	(直)058-245-8181
静岡局	420-0859	静岡市葵区栄町4-10 静岡栄町ビル9階	(直)054-653-6050
愛知局	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング11階	(直)052-855-2148
三重局	514-0033	津市丸之内26-8 津合同庁舎4階	(直)059-213-5511
滋賀局	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎6階	(直)077-522-1131
京都局	604-8171	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル3階	(直)075-211-4100
大阪局	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎3階	(直)06-7711-0740
兵庫局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー17階	(直)078-367-9157
奈良局	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	(直)0742-32-1071
和歌山局	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎2階	(直)073-488-7366
鳥取局	680-8522	鳥取市富安2-89-9	(直)0857-29-1706
島根局	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	(直)0852-60-0855
岡山局	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎1階	(直)086-206-1821
広島局	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 KSビル6階	(直)082-225-6314
山口局	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階	(直)083-922-0222
徳島局	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	(直)088-652-9144
香川局	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2階	(直)087-811-3215
愛媛局	790-0012	松山市南堀端町5-8 オワセビル8階	(直)089-998-6580
高知局	781-9548	高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎2階	(直)088-880-1181
福岡局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル10階	(直)092-433-7225
佐賀局	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階	(直)0952-32-7166
長崎局	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル6階	(直)095-801-0019
熊本局	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	(直)096-211-1122
大分局	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階	(直)097-533-8200
宮崎局	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	(直)0985-29-5577
鹿児島局	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル8階	(直)099-216-8616
沖縄局	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館1階	(直)098-868-7805

令和5年度厚生労働省委託事業

「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業」(受託:エーペックス インターナショナル株式会社)